

2024年8月13日

## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0731 第 3 号」（令和 6 年 7 月 31 日付）により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

## 【新たに保険収載された検査項目】（令和 6 年 8 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
アスペルギルスIgG抗体	390点	「D012」感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

アスペルギルス IgG 抗体は、ELISA 法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「42」(1→3)-β-D-グルカンの所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。

なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

## ●2024年8月9日(金)より弊社受託開始

コード No.14104(6311) アスペルギルス-IgG 抗体（詳細はインフォメーション No.2024-27 をご参照ください）

## 【保険適用の条件が追加された検査項目】（令和 6 年 8 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
(1→3)-β-D-グルカン	195点	「D012」感染症免疫学的検査 (免疫学的検査)	下記 参照

「42」の(1→3)-β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又は ELISA 法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。

なお、本検査を「23」のカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、「30」のアスペルギルス抗原、「32」のD-アラビニトール、「34」のクリプトコックス抗原半定量又は「35」のクリプトコックス抗原定性、アスペルギルス IgG 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

※下線の条件が追加されました。

## ●弊社受託中

コード No.02076(4822) (1→3)-β-D-グルカン

以上

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

本社 〒710-0834 倉敷市笹沖 468 番地の 5

インフォメーション TEL(086)427-2323

ホームページ <http://www.oml-inc.jp>